

令和7年12月18日

木更津工業高等専門学校
教務主事

学業成績の平均点について

学業成績の平均点の算出方法は、木更津工業高等専門学校学業成績審査規程（昭和59年規則第4号）第3条の規定による各授業科目の学業成績の評点に単位数を乗じたものの総和を、成績評価を行った授業科目の総単位数で除したものである。

なお、学業成績の平均点の算出における授業科目とは、必修科目、必修選択科目及び選択科目とする。

ただし、2段階評価の科目、在籍する学年より下級の学年の未修得科目の再履修又は再評価、特別学修、他の高等専門学校における授業科目及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等については、学業成績の平均点の算出の対象科目から除外する。